資料３

クマ類の
保護及び管理に関するレポート（案）
(平成２９年度版)

２０１８年３月

環　　境　　省

はじめに

環境省では、2012（平成 24）年度よりクマ類の生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的として「クマ類保護及び管理に関する検討会」を設置しました。

また、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「クマ類の保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2017（平成 29）年に作成された「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成 28 年度）」について随時補足を行っていく予定です。ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/

本レポートの構成

●2017 年度の特定鳥獣（クマ類）保護・管理計画の策定状況
●今年度の保護管理レポートのテーマ
●クマ類による人身被害の状況
●人身被害の防止
●事例紹介

2017 年度の特定鳥獣（クマ類）保護・管理計画の策定状況

日本には北海道にヒグマ、本州・四国の 33 都府県にツキノワグマが恒常的に生息しています。2017 年現在では、西日本を中心とした８府県が第一種保護計画、東日本を中心とした 14 道県が第二種管理計画を策定しています（図１）。特定計画の新たな動きとしては、北海道が第二種管理計画を新たに策定し、兵庫県が第一種保護計画から第二種管理計画に計画を変更しました。

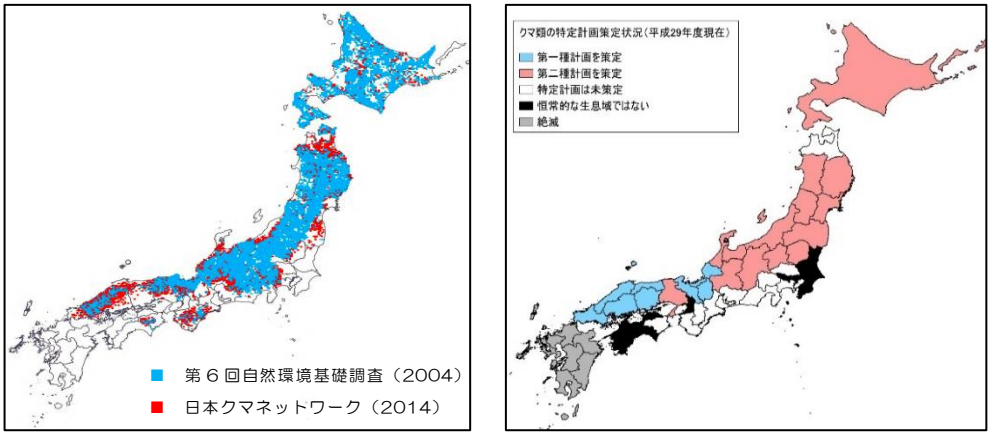

図１　クマ類の分布状況（左）と平成 29 年度のクマ類特定計画の策定状況（右）
※日本クマネットワーク（2014）「ツキノワグマおよびヒグマの分布域拡縮の現況把握と軋轢抑止および危機個体群回復のための支援事業」報告書より引用

今年度の保護管理レポートのテーマ

「クマ類による人身事故の予防と再発防止のための体制づくり」

ヒグマ、ツキノワグマのクマ類は、近年分布域が拡大しつつあることが示唆されています。また、いわゆる大量出没の発生により、それまでクマ類が分布していなかった地域での目撃がみられることもあり、農林業作業地域や市街地へ出没することで、人の軋轢の増大や人身事故につながる危険性が懸念されています。そこで、本レポートでは、人のクマ類の軋轢の大きな要因となる人身事故を予防するための取組み、また万が一事故が発生した場合に再発防止を行うために必要な体制づくりをテーマとしました。

クマ類による人身被害の状況

◆人身被害件数の推移

クマ類による人身被害件数は、年度によるばらつきが大きく、大量出没年に多くなる傾向があります。ヒグマによる人身事故は年間 5 件に満たない場合が多く、ツキノワグマでは少ない年は年間 50 件程度、多い年は年間 100 件を上回ります。

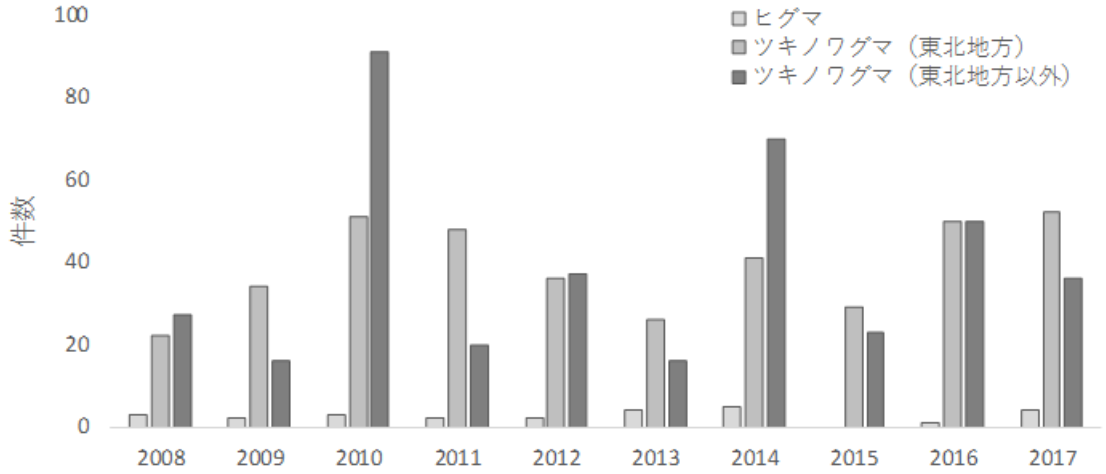

クマ類による人身被害件数（2008～2017 年度）
環境省 HP より作成（2017 年度は 10 月までの速報値）

◆クマによる人身被害の発生時期と被害発生時の状況

クマ類による月別の人身被害件数は、ヒグマでは春と秋、ツキノワグマ（東北地方）では春と秋ツキノワグマ（東北地方以外）では、特に秋に多くなっています。

特定計画によると、被害発生時の状況は山林内でのレジャー、山菜取り、キノコ採り等の人間の山林内での活動時に多く、次いで農林業の作業中であった。

このことより、人身被害はクマ類の活動期に人間が山林に入る場合や農地周辺に出没する個体による場合が多いことが分かります。

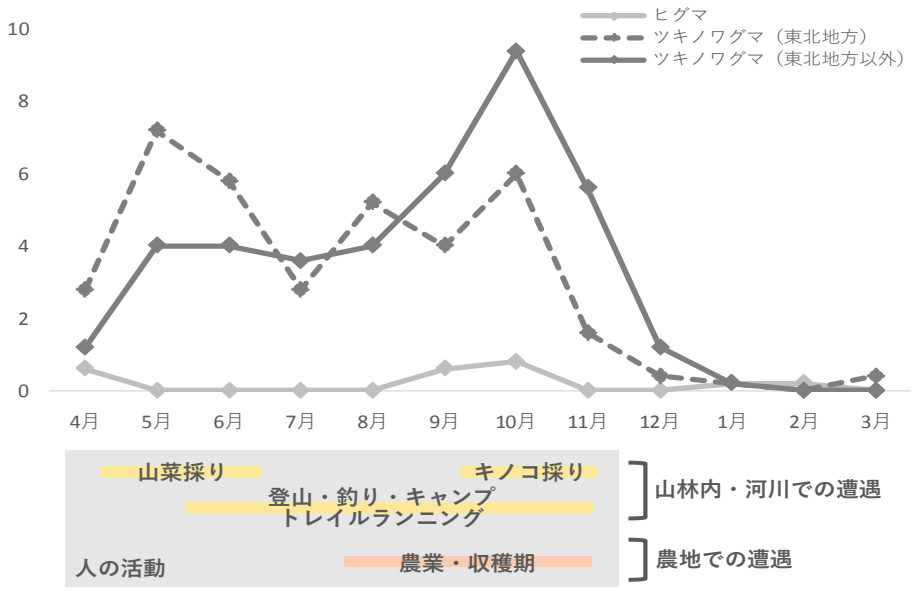

クマ類による月別の人身被害件数（2011～2016 年度）（環境省 HP より作成）

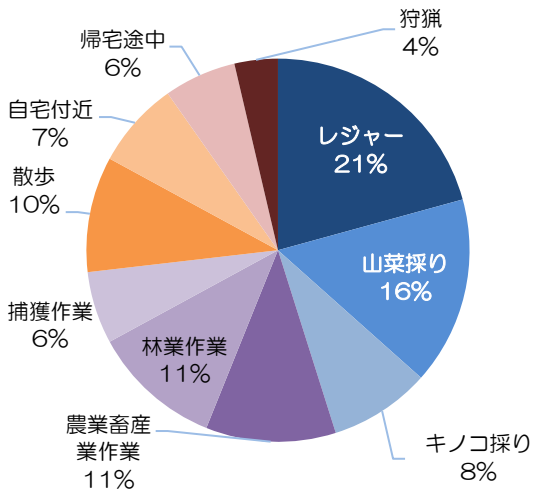

人身被害発生時の状況（全国の特定計画より）

人身被害の防止

クマ類は他の獣類に比べて、人身被害が発生した際に甚大な被害になる可能性が高いことから、人身被害を未然に防止することが重要です。

また、人身被害に至らなかった遭遇事例を収集し分析することで、遭遇地点周辺への立ち入り規制や注意喚起の実施、遭遇した要因の除去を行い、その後の重大な人身被害防止に役立てることができます。

◆山林内（クマの生息地）における人身被害の防止

入山者（登山者、観光客、山菜取り等）に対して、クマ類と出会わないための方策、出会った際の対処方法の普及啓発、ジュースの空き缶・お弁当の食べ残し等の誘引物の管理の徹底を促す注意看板の設置等を行います。

◆農地等（人間の活動域）における人身被害の防止

放置果樹・廃棄農作物・生ごみ等の誘引物の除去、農耕地への電気柵等の設置と管理、クマ類の集落周辺への侵入や一時的な定着を防止するための耕作放棄地等の整備や藪の刈払いなどを行います。

☞クマ類との人身被害防止のための普及パンフレット

http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/docs5-kuma.pdf

◆人身被害が発生した際の対応

被害が発生した際には、迅速に対応できるよう関係機関や関係団体で構成された連絡協議会を事前に立ち上げておく必要があります。

被害発生時の状況の把握や被害現場における加害個体の特定につながるサンプルを可能な限り採取し分析することで、被害発生後の対応（立入制限・注意喚起・捕獲等の対応を継続すべきか）についての判断及び続く事故を防ぐために役立ちます。可能な限り詳細の情報を収集することが大切です。

◆人身事故が発生した際に収集すべき事項の例

①被害発生時の状況－発生地点、現場周囲の環境、発生時間、クマの頭数など－

②被害発生地点周辺の事前のクマの出没状況

③被害者の行動人数と行動状況

④被害の状況－遭遇のタイミング、攻撃の内容、攻撃後のクマの行動など－

⑤被害者のとった行動

⑥加害グマの状況－被害者に執着するどうか、傷病個体かどうかなど－

⑦予防用品の装備の有無（鈴の装着、ラジオ、クマ避けスプレー等）

☞クマ類による人身事故についての詳しい情報及び人身事故が発生した際の記録事項等については、以下を参照

日本クマネットワーク（2011）「人里に出没するクマ対策の普及啓発および地域支援事業　人身事故情報のとりまとめに関する報告書」
http://www.japanbear.org/wp/wp-content/uploads/2011/03/110528jinshinjiko_houkokusho.pdf

日本クマネットワーク（2016）「鹿角市におけるツキノワグマによる人身事故調査報告書」
http://www.japanbear.org/wp/wp-content/uploads/2016/12/kadunoshijikohoukokusho_v3.8.12_161018.pdf

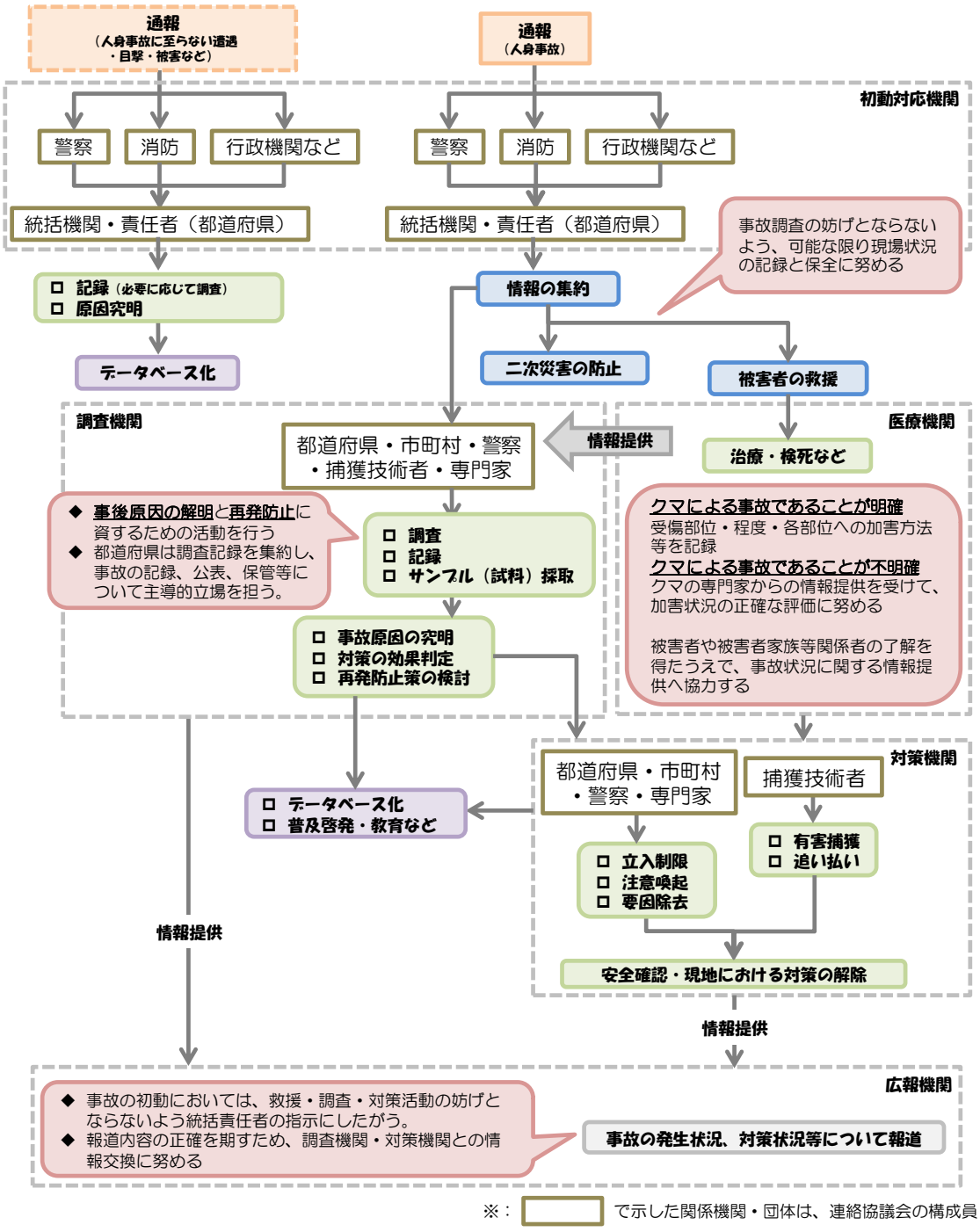

クマ類との遭遇・目撃・被害・人身事故発生時の対応例
（ガイドラインより引用）

☞クマ類による人身被害発生の防止及び発生した際の対応については、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成 28 年度）」の P.52～53 に記載しています。
http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/H28_kumaguideline.pdf

事例の紹介

○県内のツキノワグマの現状
（生息数、分布、捕獲数）

○被害の状況

○人身事故発生時の課題

事例の紹介

○課題に対する対応

（協議会の設立による対策の実施）

○協議会設立の効果

○今後の課題と対策

平成２９年度

クマ類の保護及び管理に関するレポート

2018年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
〒100-8975　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号
電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者　一般財団法人　自然環境研究センター
〒130-8606　東京都墨田区江東橋３丁目３番７号
電話：03(6659)6310（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。